

第11回こども家庭審議会 科学技術部会 令和7年5月14日	資料2-1
-------------------------------------	-------

令和8年度こども家庭科学研究 事業実施方針（案）

こども家庭審議会
科学技術部会

令和7年5月14日

研究事業名	成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業
主管部局・課室名	こども家庭庁成育局母子保健課
庁内関係部局・課室名	成育局保育政策課、支援局虐待防止対策課、支援局家庭福祉課、支援局障害児支援課

当初予算額（千円）	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	371,000	371,000	371,000

I 実施方針の骨子

1 研究事業の概要

（１）研究事業の目的・目標

【背景】

令和５年４月、こども施策を総合的に推進することを目的とするこども基本法が施行された。こども基本法において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策を指している。

- 1 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 2 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 3 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

また、こども施策を総合的に推進するために定められたこども大綱においては、「こどもまんなか」の実現に向けたEBPMの取組として、こども施策に関するデータの整備、エビデンスの構築が掲げられている。こども基本法の基本理念にのっとり、国はこども施策を総合的に策定し、および実施する責務を有することから、こども施策を科学的な観点から検討し、推進していく必要がある。また「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」、「母子保健法」、「児童福祉法」等の趣旨も踏まえて、こども施策の科学的基盤を構築していく必要がある。

本研究事業は、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」に基づいて、全てのこどもの健やかな発達・成長及びwell-beingの向上に向けて、妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の各段階を経て、大人になるまでの一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、福祉等を提供するための調査及び研究を実施するものである。

【事業目標】

生殖・妊娠期、胎児期、新生児期、乳幼児期、学童・思春期、若年成人期、そしてまた生殖・妊娠期へと循環する成育サイクルのステージごとの課題や、各ステージに共通する課題を明らかにする。またこれらの課題に対して、こども家庭庁が目指す、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国の社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現に向けて、健やかな成長を社会全体で後押しする

ための保健、医療、福祉等のより幅広い関係分野での科学的な研究を推進する。

【研究のスコープ】

以下に挙げる保健、医療、福祉等に関する研究を実施する。

<こどもの健やかな成長や発達につなげる科学研究>

健康診査、栄養、保育、低出生体重児、多胎児、外国人、こどもの障害、CDR (Child Death Review)、虐待等に関連した、こどもの健やかな成長や発達につなげる科学研究を実施する。

<妊娠・出産・育児等の各段階に応じた支援等につなげる科学研究>

プレコンセプションケア※、不妊症・不育症、妊娠、母子感染、産後のケア、父親支援、育児等、妊娠・出産・育児等の各段階に応じた支援につなげる科学研究を実施する。

※男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うように促すこと。

<こども施策の総合的な推進につなげる科学研究>

こども施策のデジタル化、成育医療等の施策に関するアセスメントの標準化、自治体を通じたこども施策の実施の在り方に関する検討等、こども施策の横断的な推進につなげる科学研究を実施する。

【期待されるアウトプット】

こどもの発達、成長を支えるため、妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の各段階を経て、大人になるまでの一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、福祉等を提供するための科学的根拠を得る。具体例として以下のようなものが挙げられる。

<こどもの健やかな成長や発達につなげる科学研究>

- ・新生児マススクリーニング検査の体制整備に係る評価・提言の作成
- ・低出生体重児の中長期的フォローアップ・支援に関する手引きの作成

<妊娠・出産・育児等の各段階に応じた支援等につなげる科学研究>

- ・妊産婦の栄養摂取状況の評価に資するツール案の作成
- ・産後のケアに関するエビデンスの整理・提言の作成
- ・自治体で父親の子育て支援に活用できるプログラムの開発

<こども施策の総合的な推進につなげる科学研究>

- ・デジタル化した母子保健情報を利活用する際のマニュアル及び支援ツールの作成
- ・成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（以下「成育医療等基本方針」という。）に基づく評価指標及び施策の実施状況のモニタリングシステムの構築

【期待されるアウトカム】

こども家庭庁の基本理念及び成育基本法で示された理念のもと、妊娠、出産、子育てのサイクルを通じた切れ目ない支援体制の構築と、成育環境に関わらず全てのこどもが心身ともに健やかに育まれる社会環境の整備を図り、成育医療等基本方針に基づく施策の実施状況に関する評価指標（新生児死亡率、全出生数中の低出生体重児の割合、BMI18.5未満の20～30歳代の女性の割合、産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合、こどもを持つ夫の家事・育児関連時間、成育医療等基本方針を踏まえた計画

を策定している市町村数（都道府県数）など）の改善等に繋げていく。

（２）これまでの研究成果の概要及び政策等への活用又は実用化に向けた取組

【課題名】基礎疾患を持つ方に対するプレコンセプションケアの情報提供の充実のための研究（令和６年度終了）

【概要】女性の晩婚化や生殖医療技術の向上などに伴う出産年齢の高齢化によって、生活習慣病や慢性疾患をもった女性の妊娠が増加し、また小児期・思春期・若年期に病気に罹患した女性が医療水準向上によって妊娠可能になり、ハイリスクと考えられる妊娠が増加している。これらの基礎疾患を持つ女性に対し、遅滞なく包括的プレコンセプションケアを提供する体制を整える必要がある。本研究では、若い女性の基礎疾患として頻度の高い甲状腺疾患、高血圧、糖尿病、関節リウマチの４疾患の専門医を対象としたプレコンセプションケアの実態及びニーズ調査を実施し、プレコンセプションケアに関する情報提供の充実を目的とする資料を作成した。

【成果の活用】

本研究で作成された資料は、医療・保健従事者等が、基礎疾患を持つ方に対してプレコンセプションケアに関する情報を提供する際に活用される。

【課題名】子どもの死を検証し予防に活かす包括的制度を確立するための研究（令和６年度終了）

【概要】都道府県が実施する予防のためのこどもの死亡検証モデル事業（CDR モデル事業）の実務者の知見を蓄積し、ファシリテーター育成を行った。CDR を実現するための地方自治体の体制と課題を踏まえた運営のためのガイダンス・CDR に連関して提供されるべきグリーフケアについてのガイダンス・乳児突然死を含むこどもの予期せぬ傷害予防のガイダンスを編纂した。死因究明等推進計画検証等推進会議に、法学的な課題について資料を提出し、議論を行った。CDR の認知向上のために、事業に関連しうる多機関専門職の他、幅広い対象者に CDR の啓発を実施し、以後の国民啓発の基礎を策定した。

【成果の活用】研究で蓄積された知見は各年度の CDR モデル事業に展開され活用されたとともに、以降の事業展開のための基礎資料としても活用されたほか、乳児突然死を予防するための睡眠環境の整備の啓発推進に繋がった。各種ガイダンスは、以後の CDR の展開において活用される。

【課題名】成育基本法を地域格差なく継続的に社会実装するための研究（令和５年度終了）

【概要】「成育医療等基本方針」に基づいて、成育医療等の施策の実施状況等を客観的に検討・評価するための指標や目標値の検討、指標の評価システムの開発と、評価システムを用いた指標及び実施状況のモニタリングを行った。

【成果の活用】成育医療等基本方針の改訂に際して、成育協議会等における議論のために活用されるとともに、成育医療等基本方針に基づく評価指標の設定に活用された。そして令和５年３月３１日に通知「成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針について」が発出され、令和５年度には、当該評価指標を踏まえつつ、自治体において成育医療等基本方針に基づく計画の策定が進められた。

2 令和8年度に推進する研究課題

(1) 継続研究課題のうち優先的に推進する研究課題（増額要求等する課題）の概要及び期待される研究成果の政策等への活用又は実用化に向けた取組（現時点の案）

【課題名】身体的・精神的・社会的（biopsychosocial）に乳幼児・学童・思春期の健やかな成長・発達をポピュレーションアプローチで切れ目なく支援するための研究

【概要】成育医療等基本方針において、「乳幼児期から成人期に至るまでの期間においてバイオサイコソーシャルの観点（身体的・精神的・社会的な観点）から切れ目なく包括的に支援するため、個々人の成長特性に応じた健診の頻度や評価項目に関する課題抽出やガイドライン作成等の方策を検討する」とこととされており、身体的・精神的・社会的な観点からの健康課題の抽出及び課題への対応策の検討を行う。

【成果の活用】乳幼児期、学童期及び思春期における保健施策に向けた健康課題の抽出及び課題に対する検討、特に、乳幼児健診の充実に資するエビデンスの収集・評価・提言を踏まえて、乳幼児、学童及び思春期の保健施策に活用する。具体的には、保健医療従事者等による活用を目的とした1か月児健診マニュアルの制作や、アンケート調査で明らかとなった自治体のニーズを踏まえた5歳児健診の研修資材や事例集が閲覧できるウェブサイトの作成を行った。

【課題名】乳幼児身体発育調査の統計学的解析及び乳幼児の発育・発達、栄養状態の評価に関する研究

【概要】令和5年度に実施された乳幼児身体発育調査の結果を解析し、乳幼児身体発育曲線の作成及び保健指導等の身体発育曲線を用いた評価等に関するマニュアルの作成を行う。

自治体における栄養指導においては、世帯の経済状態や生活習慣等も踏まえ、一人一人のこどもに応じた適切な指導が行えるよう、栄養摂取に関する課題を整理し、課題を踏まえた栄養指導等における支援を提言する。

【成果の活用】本研究で作成された乳幼児身体発育曲線及び幼児の身長体重曲線が、令和7年4月から母子健康手帳に反映された。今後、自治体等における保健指導の実施における身体発育曲線を用いた評価等に関するマニュアルの活用や、栄養指導等における支援の提言が自治体における栄養指導内容の充実につながることが期待される。

【課題名】母子保健情報のデジタル化とデータの利活用を推進するための研究

【概要】母子保健情報の発生から利活用までのプロセスや、医療機関のカルテ等の情報との連結、個人情報保護法に係る適切な対応、データ規格の標準化の推進等、母子保健情報のデジタル化の推進にあたっての様々な課題の把握とその解決策の検討を行う。特に、母子保健情報を電子化することによる自治体業務の効率化や情報の利活用等の促進を阻害する要因の解明とその対応策の検討を早急に実施する必要がある。

【成果の活用】本研究の成果を用いて、母子保健情報のデジタル化に向け、医療機関や自治体等における各プロセスの課題への対応策を検討する。

【課題名】こども家庭センター（母子保健機能）が母子保健事業を行う際に活用できる資材等を充実するための研究

【概要】令和4年に改正された児童福祉法等により、令和6年4月より、市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）

の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置が努力義務となった。今後、母子保健事業においては、こども家庭センター（母子保健機能）を拠点として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の体制を確保し、さらに推進していくことが求められているため、既存の資材の整理、実態把握を通じた事例収集及び分析等と合わせ、自治体保健師が利活用可能なマニュアル作成及び事例集の作成（特にサポートプランの作成、地域資源の開拓を含む）や、研究成果や好事例等を踏まえたセミナー、研修会等の実施による周知・啓発を行う。

【成果の活用】本研究の成果を用いて、こども家庭センター（母子保健機能）の体制整備に向けた取組のさらなる推進に関する検討等に活用する。

【課題名】知的障害・発達障害児の強度行動障害の予防や出現時の早期対応の支援の促進に関する研究

【概要】知的障害・発達障害児の強度行動障害の発現を未然に防ぐことや、出現時に早期に対応することを目的とし、強度行動障害の状態を評価する指標の検証及び、発現早期に対応する手法の開発及び人材育成の方法の提案を行う。

【成果の活用】令和9年度障害福祉サービス等報酬改定における強度行動障害を有する児への支援の評価の見直しに活用する。

（２）新規研究課題として優先的に推進する研究課題の概要及び期待される研究成果の政策等への活用又は実用化に向けた取組（現時点の案）

【課題名】科学的根拠に基づく身体的・心理的な産後のケアの効果的な実施を推進するための研究

【概要】産後ケア事業利用者への実態調査や、妊娠期から産後にかけて実施されている妊産婦のメンタルヘルスの状況を把握する手法に関するエビデンスの構築等を通じて、メンタルヘルスを含めて産後のケアを必要とする対象者を適切な支援につなぎ、より妊娠期からの切れ目のない支援体制を構築するための方策を検討する。

【成果の活用】自治体における、産後ケア事業のより効果的な提供、妊産婦のメンタルヘルス対策の支援として活用する。また、市町村、産婦人科、精神科等との連携体制の整備の推進に資する。

【課題名】既存データベース等を用いたより適切な不妊治療の検討に資する研究

【概要】令和4年4月より不妊治療の保険適用が開始されたが、不妊症の診断から不妊治療を開始するまでの期間が長いことや、治療を受ける年齢が諸外国と比較して高いこと等が指摘されている。本研究においては、レセプトデータ等の大規模データベース等を活用することで保険適用となった不妊治療の実態を把握し、不妊治療をより適正化する根拠となる資料を作成することを目的とする。

【成果の活用】より適切な不妊治療の実施に向けて活用する。

【課題名】新生児マススクリーニング検査の対象疾患の検討に資する研究

【概要】令和5年度から脊髄性筋萎縮症及び重症複合免疫不全症の2疾患を対象とした実証事業が開始され、本研究では、追加候補疾患の選定についての考え方を整理するは

か、当該選定基準の信頼性および妥当性について検証する体制を検討し、現行 20 疾患も含めて課題と対応の整理を行う。

【成果の活用】今後新たな検査技術や治療法が開発された際の対象疾患の追加に関する検討に活用する。

【課題名】児童福祉との共有が必要な妊産婦・こども・家庭への支援を推進するための研究

【概要】妊産婦・こどものいる家庭が直面する養育上の問題や保護者の心身の不調等により起こる社会的なリスクを早期に捉え、児童福祉と共有が必要な妊産婦・こどものいる家庭を早期に把握し、組織として話し合い、共有するため、先行研究で作成された母子保健における児童虐待予防等のためのリスクアセスメントシートの実装・発展を進めている。これにより得られたリスクアセスメントデータを蓄積し、地域の支援ニーズの傾向を把握し、自治体における支援の在り方に役立てるためのデータ利活用を検討する。

【成果の活用】リスクアセスメントによって得られた情報は、自治体における児童福祉との共有が必要な妊産婦・こども・家庭への支援に活用される。

【課題名】児童虐待に対する予防的施策の社会実装を促進する方策に関する研究

【概要】令和 6 年度に施行された改正児童福祉法では、家庭支援事業及び親子再統合支援事業が追加され、自治体で児童虐待に対する予防的施策としての機能を整備することが期待されている。本研究では、これらの事業として実施しうる各種プログラムのエビデンスを体系的に整理した上で、試行的な導入を通じてプログラムの導入方略を検討することなどにより、事業の有効性や効率性の系統的な改善及び社会実装の方策を明らかにする。

【成果の活用】自治体の意思決定を支援するための情報支援の在り方の検討に活用する。

Ⅱ 参考

1 研究事業と各戦略（新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ、成長戦略、骨太方針、統合イノベーション戦略、健康・医療戦略）との関係

・「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）においては、こども未来戦略、こども大綱やこどもまんなか実行計画 2024 に基づき、全てのこども・若者が将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現、施策の実施に当たっては P D C A を推進するなど E B P M を確実に実行すること、相談支援等を受けられるケア体制の構築等プレコンセプションケアについて 5 か年戦略を策定した上で着実に推進すること、こどもの安全対策や、産後ケア事業、新生児マススクリーニング・新生児聴覚検査・乳幼児健診の推進、不妊症、不育症に関する相談支援、流産、死産を経験された方への相談支援、こども家庭センターの体制強化、予防のためのこどもの死亡検証（C D R）の推進、保育業務や保活、母子保健等におけるこども政策 D X の推進等について記載されている。

・成育医療等基本方針において、母子保健情報のデジタル化等による健康管理の充実や事業の質の向上、N I P T 等の出生前検査に係る適切な情報発信、産後ケア事業の全国

展開や更なる取組の推進、性と健康の相談センター等によるプレコンセプションケアの推進、こども家庭センター等による子育て世帯への支援体制強化、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施する事業の定着と充実、「健やか親子21」（基本方針に基づく国民運動）による普及啓発、成育医療等の施策に係る調査研究の推進等が記載されている。

・「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）において、行政が中長期的な視野に立って優先順位等を付けた上で施策課題について研究テーマを提起し大学・研究機関等の創意工夫を活かす調査研究等を推進することとされている。

2 他の研究事業（AMED 研究、他省庁研究事業）との関係

AMED 成育疾患克服等総合研究事業においては、特に成育疾患の予防方法・治療方法の開発に向けた臨床的な観点を中心とした研究が行われている。本研究事業では、それらの成果を踏まえて、成育疾患克服に資する体制の構築などの保健・行政的アプローチを主とする研究を実施している。具体的には、AMED 研究で新生児マススクリーニングに関する検査・治療技術等に係る客観的な評価基準を作成し、本研究事業でその成果を踏まえた検査・治療体制や倫理的な課題への対応について検討することなどが挙げられる。